令和７年６月作成

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）
よくあるご質問について

１　事業主団体の要件等

問１　既存の会員名簿で中小企業事業主の割合を確認するにあたり、会員名簿に労働者数の記載はあるが資本金等の記載がない場合、各企業の資本金等の額が確認できる資料を提出する必要はありますか。

（答）

労働者数により中小企業事業主であるか否かを判定し、中小企業事業主の占める割合が構成事業主の 2 分の 1（「特定業種等団体」においては 5 分の 1））を超える場合には、支給要領第 1 の 1⑵の要件を満たすこととして差し支えありません。

問２　商工会議所・商工会等の、支給要領第 1 の 1⑴①に該当する事業主団体については、署名等により「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主の 2 分の 1 を超えていること」を満たすこととする取り扱いとなっていますが、署名等の様式はありますか。

（答）

任意の様式により、「当〇〇商工会議所は、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の２分の１を超える団体であることをここに証明する。」等の記載と署名のある書面の提出で足ります。

問３　団体推進コースの対象として、一般財団法人は認められていますが、公益財団法人は対象とはなりませんか。

（答）

公益財団（社団）法人は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に規定する公益認定を受けた一般財団（社団）法人であり、支給要領で規定する事業主団体等の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人」に該当するため、団体推進コースの助成対象となりえます。

問４　対象事業主の要件である「中小企業事業主の占める割合が、構成事業主（共同事業主については、代表事業主を除く事業主）全体の２分の１を超えていること。」について労働者を雇用していない個人事業主は、中小企業事業主に含まれるのでしょうか。また、分母の会員数から除外して計算して差し支えないでしょうか。

（答）

交付要綱第２条にあるとおり、「労働者を雇用する事業主」を構成事業主としていることから、労働者を雇用していない個人事業主は構成事業主に含めず、分母にも含めない取扱いとなります。

問５　商工会連合会の「構成事業主」は、「傘下の商工会」と「傘下の商工会の会員企業」のどちらでしょうか。

（答）

商工会連合会の「構成事業主」は、原則として「傘下の商工会の会員企業」ですが、交付要綱の第２条で「・・・その傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」という。）」と定義されていることから、商工会が事務処理等のために労働者を雇用している場合、当該商工会は商工会連合会の構成事業主になりえます。

問６　今年度、支給要領第１の１（1）②に該当する共同事業主Ａ（代表事業主：Ｂ株式会社、代表者Ｃ）が団体推進コースで交付申請をし、交付決定を受けていますが、同一年度に、Ｃが理事長を務める事業協同組合Ｄ（支給要領第１の１（1）①に該当）から同コースで交付申請をしたいと申し出がありました。

共同事業主Ａと事業協同組合Ｄの構成事業主で、重複している事業主はＢ株式会社のみであり、他の事業主は異なっています。また、共同事業主Ａは 10 業種 11 社からなる地域産業グループ、事業協同組合Ｄは〇〇振興協同組合であり、Ａがすでに申請している措置内容及び実施事業と、事業協同組合Ｄが計画している措置内容及び実施事業の内容は異なっています。

この場合、事業協同組合Ｄは「支給要領 3 調整」に定められる要件に該当し、助成金の支給を受けられない事業主となるのでしょうか。

（答）

支給要領第３の２は、同一の事業主団体が同一年度内に事実上２回申請を行うことを禁止する趣旨です。本件の場合は、共同事業主Ａ（代表事業主：Ｂ株式会社、代表者Ｃ）のＢはＤ（事業協同組合）の一構成事業主として重複しており、

また、同一の事業主Ｃが双方の代表者（理事長）となってはいますが、ＡとＤは異なる団体であるので、支給要領第３の２には抵触しません。
　また、措置内容及び実施事業も異なりますので事業協同組合Ｄを支給対象の事業主として差し支えありません。

２　成果目標等

問５　支給要領第 2 の 1（2）「成果目標の設定」及び交付要綱第 3 条第 3 項において、「構成事業主の 1/2 以上に対して取組又は取組結果を活用すること」となっていますが、これは構成事業主が就業規則や賃金規定の作成・見直しなどの具体的な結果を出す必要がありますか。

（答）
　成果目標である「改善事業の取組を、構成事業主の 2 分の 1 以上に対してその取組又は取組結果を活用すること」とは、改善事業の取組内容を事業主団体等の HP、会報誌、メルマガ等を用いて、その内容を周知し、構成事業主が当該取組を確認できる状態にすることでも足ります。

問６　当該団体は、隔月ペースで広報誌を発行しています。 　成果目標達成のため広報誌に取組事業の結果を掲載することを予定していますが、このように定期的に発行している広報誌の費用は、取組事業掲載の号については全額助成対象としてよいですか。 　または、ページ数の按分等合理的に認められる費用のみを対象とすべきですか。

（答）
　改善事業の取組に係るページの費用のみを対象とします。

３　事業内容等

問７　セミナーの参加や専門家派遣の対象は、あくまで団体に加盟する会員企業に限定されるという理解でよいでしょうか。

（答）

交付の目的が「傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した事業主団体等に重点的に支給すること」としていることから、原則は、会員企業に対する改善事業の取組となります。

問８　生産性向上が図れるよう著名な講師 B を東京から招き、経営品質に係る講演を行ってもらいたいと考えております。 A 団体での講演後、講師 B が翌日に C 市内での業務があることから、A 商工会議所から約 100 キロメートル離れた C 市に宿泊する予定ですが、講師 A の宿泊代（後泊分）を団体推進コースにより支給することは可能でしょうか。

（答）

「改善事業以外の用途が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により助成対象経費と助成対象外経費に区分する。」としているため、改善事業を実施するために必要な経費と認められない場合は助成対象とはなりません。

問９①　交付要綱第３条の改善事業（２）新ビジネスモデル開発・実験の事業について、新製品の開発・研究費についてはこれにあたると考えるが、共同事業主の代表事業所が自社で開発・研究部門があるのでこれを行った場合の設計やデザインに関する費用（原材料費以外で経費の支出が発生しない）を支払った経費として計上できますか。 ②　また、共同事業主の構成事業主に受発注することは認められるでしょうか。

（答）

①　費用の負担、支払行為が発生しないので経費として認められません。

②　共同事業主を構成する事業主への発注は、事業主自らの取組であるため、支給対象にはなりません。

問１０　当コースの支給対象事業として「セミナーの開催等の事業」があり、「構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた機運の醸成のためのセミナーの開催又は受講等の事業」がこれに該当すると解釈が示されているところですが、構成事業主の労働者に対するエクセル研修は対象となりますか。

（答）

「業務研修」が、交付要綱第２条（交付の目的）の「構成事業主の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組」に該当するならば、助成対象となり得ます。

ただし、エクセル研修の内容が初歩的な内容に止まり、業務改善による生産性向上に資すると認められない場合には、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組とは言えないため、助成対象とはなりません。

問１１①　個々の企業ごとに人材確保のためのＨＰをそれぞれ作成した場合は助成対象になりますか。

②　人材確保のための３社共通のページ（ＨＰ）を作成し、そこから各社の人材確保のためのページにリンクをはる場合、３社共通のページと各社の人材確保のページはそれぞれ助成対象になりますか

③　共同事業主で人材確保のためのＨＰを作成し、そのＨＰに共同事業主各社の求人情報を掲載するのは対象になりますか。

（答）

①　団体推進コースはその団体ごとに会員企業分を取りまとめて事業を行うことが目的であるため、個々の企業ごとのＨＰ作成費用や採用支援会社との契約等は助成対象となりません。

②　３社共通のページと３社共通のページと一体に個々の企業ごとの求人情報ページを作成することは助成対象となりますが、個々の企業のＨＰの一部分として採用のページを作成することは各企業が経費負担すべきであり、３社共通ページとリンクをはることにしても助成対象になりません。

③　１０社ごとの採用に関することについて取りまとめたページを作成し、代表事業主が共同事業主の人材確保の取組を実施する場合は、助成対象となります。

問１２　展示会の事業を検討している。傘下の事業場が出展し、試作品及び試作品以外の商品の展示・販売を行うが、その収入については、助成対象から控除する必要がありますか。

（答）

傘下の会員企業の試作品及び試作品以外の商品を、当該会員企業が展示会で販売するのであれば、その作成経費は助成対象外であり、それらに係る収入の問題は発生しないと考えられます。

問１３　助成金で導入した設備を組合員（構成事業主）に有料で使用させることは可能でしょうか。　例えば、大型洗車機自体を組合員に提供するとして、維持管理経費がかかり無償で使用させることは困難であることから、メンテナンス費用・消耗品費・水道光熱費・償却費、その他経費等は組合員に負担してもらう場合などです。

（答）

組合員が共同で使用することを前提に助成するのであるから、当該団体が組合員に当該機器等の使用料を徴収することは認められません。

ただし、使用に当たって生ずる水道光熱費や消耗品費は、当該機器等の使用料そのものではないので、使用する組合員に実費を負担させることは問題ありません。また、メンテナンス費用も組合員に応分の負担を求めることは可能であります。なお、あくまで実費弁償であるため、この場合には収入には該当しないものと考えます。

問１４　構成事業主でない以下のＡ・Ｂは団体コースの「構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業」で導入した機器を使用することは可能でしょうか。 Ａ「構成事業主」にあたらない傘下の事業主のうち、「労働者を雇用していない事業主」 Ｂ申請者である「事業主団体」

（答）

労働能率の増進に資する機器の共同利用については、構成事業主の利用を妨げない範囲で構成事業主以外の利用も認めていますので、当該範囲内において、申請者である事業主団体及び傘下の事業主のうち労働者を雇用しない事業主の利用は可能です。

問１５　木材加工をする共同組合で、木材を運搬する際に使用するユニック車両（クレーン車）を２台購入し、組合内での共同利用を検討している。購入するユニック車両は、屋外駐車することになり雨ざらしとなる。また、冬場は雪が多い地域のため、雪かきが必要となり、労働能率が悪化してしまう。雪かきをしないようにするため、ユニック車両用の車庫

についても建設を予定しているが、その場合、当該助成金の対象になり得るでしょうか。

（答）

本件のユニック車両の導入（共同利用）については、労働能率の増進効果が認められると判断（事実認定）されるのであれば、支給対象として差し支えないものと考える。

なお、ユニック車両用の車庫については、建築基準法６条の２項において、①10 ㎡以下の建築物であること、②建築位置が防火地域、もしくは準防火地域ではないことに該当する場合は、建築確認申請が不要となるため、労働能率の増進に資するものとの疎明がなされれば、「機械装置等購入費」として支給対象経費となり得るものである。

したがって、本件ユニック車両用の車庫の設置に際して、建築確認申請が必要か否かを設置予定場所での建築確認申請を担っている市又は県に確認のうえ、労働能率の増進効果と併せて判断されたい。

４　その他

問１６　申請マニュアルに「改善事業における発注先（委託先）の選定に当たっては、1 件当たり 10 万円以上を要するものについては、一般の競争に付してください。一般の競争に付することが困難または不適当である場合として随意契約を行う場合、原則として 2 社以上から見積をとることが必要となります。」と記載がありますが、10 万円未満の費用である場合、1 社のみの見積で足りるという解釈でよいですか。

（答）

10 万円未満の費用である場合には、１社のみの見積で差し支えありません。

問１７　切手代や会議時の茶菓代等は交付申請時に見積書を提出することが困難であると一般的には考えられるが、どのような書類を提出したらよいですか。

（答）

切手の単価は定額のため、発送数が適切に積算されているかを確認します。

また、会議時の茶菓代等は、コーヒー代やペットボトルのお茶代等が考えられ、会場利用料と併せて見積もりを取ることができる場合もあると考えますが、見積書を提出することが困難な場合には、適切な単価と個数により積算されているかを確認しますので、事業実施計画に適切な記載をいただくようお願いいたします。

問１８　事業推進員の見積書を提出することは困難と考えられるため、求人票または雇用契約書でよいでしょうか。

（答）

必要な経費の算出根拠が分かる資料として、求人票、求人票案、雇用契約書案等が考えられる。なお、雇用契約は、事業実施期間に実施していただくようお願いいたします。

問１９　セミナーを複数回開催する内容の事業実施計画を交付決定後、セミナーの参加予定人数の変動により、会場の規模を拡大・縮小したい場合、会場費の変更が見込まれる度に変更申請を提出する必要はありますか。

（答）

事業内容に変更を生じるものではない場合や、経費配分の変更が経費使用の効率化に貢献するものであり、交付目的の達成に支障がないといった場合は、変更申請を要しない軽微な変更と取り扱いますので、その都度変更申請を提出する必要はありません。

なお、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

問２０　交付決定後に経費の増額が見込まれる場合（流用が可能な場合を除く）は変更申請が必要となりますか。

（答）

増額分を自己負担することを了解している場合は、変更申請は不要ですが、事業費が増額され、交付決定額を超える金額の支給を受けたい場合は、変更申請が必要となります。

問２１　改善事業推進員を事業主団体等の所属職員の中から指名し、改善事業の進行管理、経理管理を行わなければならないとされておりますが、役員報酬のみの支払を受けている役員を指名して良いでしょうか。

（答）

支給要領（団体コース）（別紙）２⑤雑役務費「臨時的に雇い入れた者（改善事業推進員を含む）の賃金」に該当する必要があり、役員報酬のみの支払を受けている役員は、臨時的に雇い入れた者には該当せず、支給対象とはなりません。

なお、役員の方が助成対象外経費として、助成金上無償で担当して頂くことは可能です。

問２２　Ａ団体より団体推進コースの申請があり、Ｂ県に市場調査や販路拡大の実現を図るための出展を行い、知名度を上げることにより売上が上がり傘下事業所の労働者の賃金引上げの取組を行うとのことであった。この際、傘下事業所の組合員やＡ団体の従業員の旅費であれば本コースの事業で認められる経費であるが、理事長等の経営陣の旅費について事業で認められる経費であるのでしょうか。

（答）

団体推進コースの旅費については、支給要領の別紙において以下のとおり規定されているところであり、団体の理事長等の旅費を助成対象外とする明示的規定がないことから、改善事業の一環（一部）として理事長等の経営陣が自ら市場調査等を行う旅費であれば支給対象となる。

（参考）旅費

改善事業の遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するための旅費又は改善事業の遂行に必要な指導・助言、講演等を依頼した専門家等に支払われる経費。